

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等
に関する省令の一部を改正する省令要旨

- 1 沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置に係る指定を受けた製造場の営業につき相続等があった場合における当該相続等をした者の前年度特例適用単式蒸留焼酎の移出数量の計算については、当該相続等前に当該製造場から移出された単式蒸留焼酎は、当該相続等をした者が移出したものとみなすこととする。(第 16 条の 2 関係)
- 2 受講申請書の様式について、その受講申請書に添付すべき写真を縦 45mm×横 35mm の大きさのものとする事等に伴う所要の整備を行うこととする。(別紙様式第一関係)
- 3 この省令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行することとする。(附則関係)